

【福島県版】

# 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導にかかわる就学支援の手引

～障がいのある子どもの就学に携わる人のために～

令和7年3月

福島県教育委員会

## まえがき

平成21年9月の福島県学校教育審議会答申「今後の特別支援教育の在り方について～『地域で共に学び、共に生きる教育』を目指して～」において、本県の特別支援教育における基本理念「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進として、以下のように示しました。

就学前の早期から就労に至るまでのそれぞれのライフステージにおける継続した支援、更に地域における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携した支援が求められていることから、本県では、「共に学び、共に育つ教育」から、「地域で共に学び、共に生きる教育」へとその基本理念を発展させることとする。「地域で共に学び、共に生きる教育」が目指す特別支援教育の姿は、障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた教育を、地域の幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校で行うことである。子どもたちの教育を担っていく学校と保護者が子ども一人一人のニーズに応じた教育を行うという共通の認識を醸成し、すべての学校等において、関係機関とのより一層の連携を図りながら、特別支援教育を推進、充実させていくことを目指すものである。

この考え方は、第7次福島県総合教育計画【施策3】にある「地域で共に学び、共に生きる共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実」につながっています。再度、この基本理念を確認し、さらに推進していく必要があります。

また、令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」では、障がいのある子どもの教育支援の基本的な考え方が示され、教育的ニーズの考え方、就学先決定に向けたプロセスなども示されました。

これらを踏まえ、「特別支援学校・特別支援学級・通級による指導にかかわる就学支援の手引き」では、就学事務という観点だけでなく、障がいのある子どもの教育支援の考え方、教育的ニーズの把握、就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方、多様な学びの場の理解などの視点も踏まえ作成しました。

令和6年9月に先に改訂した「IV特別支援学校（小学部児童及び中学部生徒）の入学・転学に関する手続き（要点）」と併せて、市町村教育委員会、小・中学校、特別支援学校だけでなく、就学に関わる方々が、障がいのある子ども一人一人の特別なニーズに応じた教育の充実のためにご活用いただければ幸いです。

令和7年3月  
福島県教育委員会  
特別支援教育課

## 目 次

- I 障がいのある子どもの教育支援の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・3
  - 1 共生社会と学校教育
  - 2 障がいのある子どもの教育に関する制度の改正
  - 3 教育的ニーズの把握について
  - 4 合理的配慮とその基礎となる環境整備
  
- II 就学先決定に向けたプロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
  - 1 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方
  - 2 就学に関する事前の相談・支援について
  - 3 市町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定について
  - 4 就学に関わる関係者に求められるもの
  
- III 教育的ニーズに応じた多様な学びの場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
  - 1 連続性のある多様な学びの場
  - 2 就学先となる学校や学びの場の種類と就学可能な障がいの程度
  - 3 学びの場の関係・連携について
  - 4 支援をつなぐための個別の教育支援計画等
  
- IV 特別支援学校（小学部児童及び中学部生徒）の入学・転学に関する手続き」・・・・・・・・・・・・・29
  - 1 新学齢児の入学手続き
  - 2 転学手続き
  - 3 他都道府県との就学及び転学手続きについて
  - 4 その他 私立の小中学校等の転学について
  
- V 障がい種別の教育的ニーズを把握するための参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
  - 1 視覚障がいのある子どもの理解のために
  - 2 聴覚障がいのある子どもの理解のために
  - 3 知的障がいのある子どもの理解のために
  - 4 肢体不自由のある子どもの理解のために
  - 5 病弱・身体虚弱の子どもの理解のために
  - 6 言語障がいのある子どもの理解のために
  - 7 自閉症のある子どもの理解のために
  - 8 情緒障がいのある子どもの理解のために
  - 9 学習障がいのある子どもの理解のために
  - 10 注意欠陥多動性障がいのある子どもの理解のために

## 資料編

\*福島県特別支援教育センター、地域支援等で活用・公開していた資料等から、市町村教育委員会や小学校、中学校、特別支援学校等が活用できるように本手引と連動した形で資料をアップロードしております。各地域の特別支援教育の充実を図るために、必要に応じてダウンロードしてご活用ください。

- 資料 1-1 インクルーシブ教育システムとは
- 資料 2-1 教育的ニーズ～市町村の学び場の観点編～
- 資料 2-2 教育的ニーズ～学校における校内での検討のために～
- 資料 2-3 子ども一人一人の教育的ニーズとは
- 資料 3-1 みんなで進める合理的配慮～基礎編～
- 資料 3-2 みんなで進める合理的配慮～実践編～
- 資料 3-3 みんなで進める合理的配慮～事例編～
- 資料 3-4 合理的配慮における 3 観点 11 項目懇談メモ（横版）
- 資料 3-5 合理的配慮における 3 観点 11 項目懇談メモ（縦版）
- 資料 4-1 就学先決定までの流れ～学びの場の決定について～
- 資料 4-2 多様な学びの場における幼児期から進学・就労までの見通し（例）
- 資料 4-3 多様な学びの場の指導と支援の概要～小・中学校における学びの場～
- 資料 4-4 特別支援学校の種類と特色
- 資料 5-1 就学にかかわる関係者に求められるもの～地域支援 Q&A～
- 資料 6-1 通級による指導の種類と指導例
- 資料 6-2 特別支援学級の種類と指導例
- 資料 7-1 共生社会の形成に向けた共に学ぶ授業の充実  
～通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習～
- 資料 7-2 障がい種別の教育的対応のためのコーディネートアイデア（例）「医療的ケア」
- 資料 8-1 個別の教育支援計画とは
- 資料 8-2 個別の教育支援計画の活用  
～いつ活用するのか？どうやって活用するのか？～
- 資料 8-3 個別の教育支援計画 記入例 A パターン
- 資料 8-4 個別の教育支援計画 記入例 B パターン
- 資料 8-5 「個別の教育支援計画」中学校から高等学校へ～一貫した支援のために～